

森林整備工事請負契約約款の改正のお知らせ

(令和4年5月1日 ~ 適用)

令和4年4月
山口県

令和4年5月1日から、森林整備工事請負契約約款が新しくなります。

1 改正内容

(1) 山口県建設工事請負契約約款の条項改正されたため、山口県森林整備工事請負契約約款についても同様に改正するもの

- ① 社会保険加入対策の更なる推進のため、「法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出」に係る取組を実施するにあたり、次のとおり改正します。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。工程表については、変更契約を締結したときも同様とする。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

- ② 平成28年度の時限的な特例措置として、前金払に係る特例(使途範囲の拡大)を実施していましたが、国において令和4年度も継続することとなったことを踏まえ、次のとおり改正します。

(前払金の使用の制限等)

第36条 第1項 一部抜粋

ただし、令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前金払で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

(2) 令和4年度から森林整備工事の入札参加資格要件のうち技術職員について緩和したため、関係条項を改正します。

(現場代理人及び主任技術者)

第10条 第1項(5)(6) 一部抜粋

森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ3年以上(同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、1年に60日以上かつ2年以上)の実務経験を有する者

森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について1年に60日以上かつ5年以上の実務経験を有する者

2 適用年月日

令和4年5月1日以降契約を締結するものから適用します。

3 その他

新しい契約約款は、山口県森林整備課のホームページに掲載しています。

山口県森林整備課ホームページ

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/107/>)

法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出に関するお知らせ

令和 4年 4月
森林整備課

社会保険加入対策の更なる推進のため、令和4年5月1日以降に契約する森林整備工事については、**契約後に法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出**をお願いすることとしましたのでお知らせします。

記

1 対象工事

山口県が発注する全ての森林整備工事

2 明示する法定福利費

- ・森林整備工事の直接的な作業に従事する現場労働者に係る社会保険料の事業主負担分
- ・対象となる社会保険は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険

3 請負代金内訳書の提出

- ・契約締結後、5日以内に発注者に提出
- ・様式は任意（参考様式を技術管理課のHPに掲示）

4 施行期日

令和4年5月1日以降に契約を締結する工事から適用します。

<留意事項>

○入札時に提出した工事費内訳書を活用することも可能ですが、法定福利費が明示されている必要があります。その場合も再度、請負代金内訳書として提出して下さい。

○ **提出された請負代金内訳書の法定福利費と、県が積算した法定福利費概算額を比較し、法定福利費の割合が著しく低い場合は、記載の確認を行う場合があります。**

なお、山口県が積算した法定福利費概算額については、契約締結後に公表する積算内訳書で確認可能です。（令和4年5月1日以降に入札公告又は指名通知したものについて、順次実施。）

○法定福利費の算出方法等、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出に関する詳細については山口県技術管理課のホームページをご覧ください。

《 山口県技術管理課ホームページ 》

法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出について

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/102186.html>)